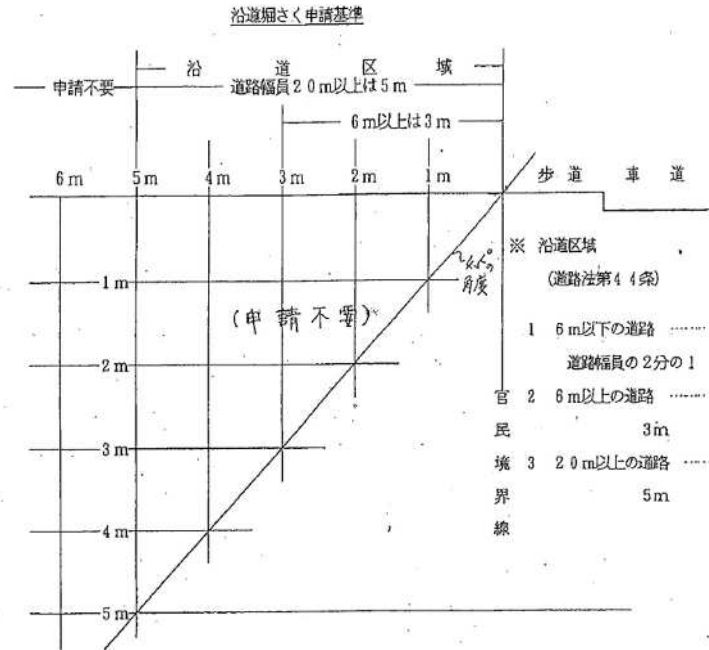


沿道掘削施行協議手続き

都道の沿道区域内を掘削するときは、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすことのないように工事を行う必要がありますので、施工内容等について事前に道路管理者との協議を行ってください。



○作成要領等は別添資料をご確認ください。

- ・沿道掘削施行協議書作成要領
- ・沿道掘削引照点図(作成例)
- ・添付図書(目次の例)
- ・建築仕様概要及び土地掘削仕様書(記載事項の例)
- ・委任状及び誓約書

※協議書には目次とインデックスを付してください。

○申請様式は東京都建設局「道路占用関係申請様式」のページをご覧ください。

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/youshiki/douro_senyo.html

○沿道掘削施行協議の回答までには、閉庁日を除き18日間程度かかります。

東京都第五建設事務所 管理課 占用担当

東京都葛飾区東新小岩1-14-11(JR新小岩駅北口徒歩7分)

電話:03-3692-4364(直通)

受付時間:平日9時-12時 13-17時(土日祝日・年末年始は閉庁日です)

沿道掘削施工協議書作成要領

1 協議書記載要領

- 1) 年月日については、提出年月日とすること。
- 2) 協議先については、各建設事務所長（島しょの場合は各支庁長）とすること。
- 3) 協議者については、住所、法人名、氏名（代表者）、現場担当者名及び連絡先を記入すること。

なお、協議者は原則として沿道区域の管理者であります。が、工事請負者名で協議する場合は、沿道区域の管理者の委任状を添付すること。

- 4) 工事名については、「〇〇ビル建築工事」など具体的に記載すること。
- 5) 掘削場所については、住居表示で記載すること。
- 6) 掘削範囲について

(1) 掘削延長

掘削場所の隣地境界杭間（いわゆる間口の長さ）の距離を記入すること。

ただし、敷地内の一部を掘削するときは、山留め延長とすること。

(2) 掘削深度

現地盤（G L）からの根切りの深さとすること。また、根切りの深さが複数になるときは、それぞれの深さを記入すること。

- 7) 掘削期間については、杭打ちから埋め戻しまでの期間とすること。

2 添付図書

各建設事務所（各支庁）の係員の指示に従い、次の図書を作成し添付すること。

なお、図面の大きさはA4サイズ（大きな図面はA4サイズに折ること）にすること。

委任状 誓約書 建築仕様概要 掘削工事仕様書 平面図(配置図) 山留計画図

山留計算書 現況写真 工程表 建築確認通知書写 引照点詳細図及び写真 案内図

その他（埋設管の断面図及び協議議事録）

3 提出部数

3部

協議書（3部複写）に各図書を添付すること。

沿道掘削施行協議書作成要領（その2）

1. 道路境界線と山留め杭は5 cm以上離すこと。
2. 全ての図面の道路境界線を赤で着色すること。
3. 「建築工事概要」及び「掘削工事仕様書」を添付すること。
4. 上記の中に山留め杭を「引き抜き」するか、又は「残置」するのかを明記すること。
5. 山留め図に道路境界線（赤）及び断面図を記入すること。
6. 将来の都市計画道路線がある場合はそれも記入すること。
7. 山留め杭の計算方法は下記の方法で行うこと。

[共通項目]

- (1) 日本建築学会の山留め設計施行指針に基づくものとする。
主動土圧—建築基礎構造設計基準の側圧
受動土圧—ランキン・レザールの公式
- (2) 土質柱状図は必ず添付すること。
- (3) 親杭の杭頭部の変位量(たわみ)はY. L. CHANGの公式で求めるものとし、
3 cm以内とすること。
- (4) 根切り面では、砂質土の場合 0.3cm、粘性土の場合 1.0cm 程度とする。
- (5) 曲げ応力度は、使用構材の許容応力度より小とすること。
- (6) ヒービング若しくはボイリングに対し安全か計算すること。計算書を添付のこと

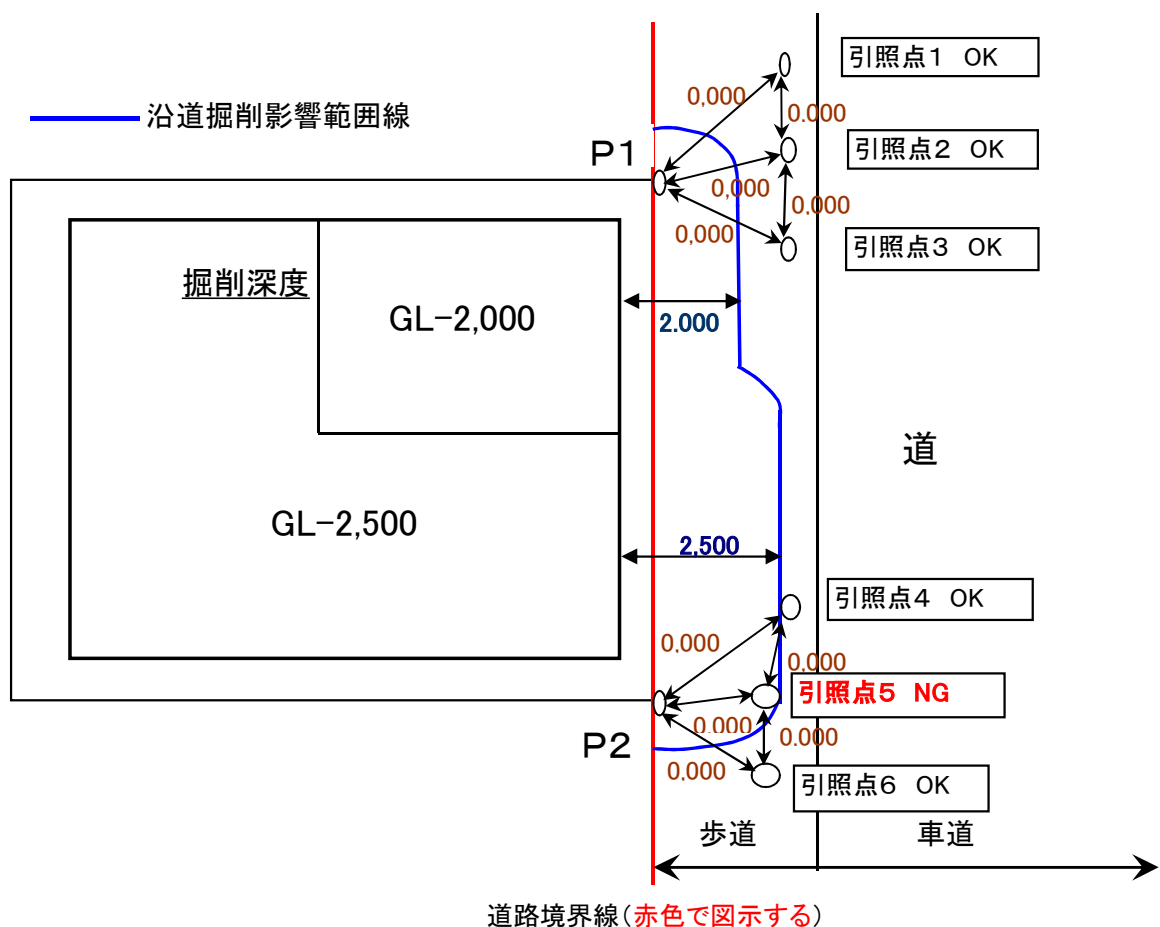
[自立方式]

- (1) 根切り深さはおおむね 2～3mの範囲で検討してください。
- (2) 山留め杭の根入れ長さの検討は特性値 β で計算してください。
- (3) 根入れ長さは根切り深さの 1.2 倍以上で検討してください。
- (4) 親杭横矢板方式の場合は横矢板の検討もしてください。

[切梁方式]

- (1) 一次掘削までは自立方式の計算。
8. 影響範囲内に埋設管がある場合は、事前に企業者と協議し、埋設管の断面図及び協議議事録を添付すること。
9. 山留めとして単管パイプを使用するときは、構造図と施工方法の分かる文書を添付すること。

沿道掘削引照点図(作成例)



※留意点(引照点図) 引照点は各境界点について、掘削影響範囲外に3点とること。

- 各引照点(1~3・4~6)間及び境界点(P1・P2)と引照点間の距離を明記すること。
- P点や各引照点は、石杭や金属鉋の矢印方向がわかる近景と現況とポイントがわかる写真を添付すること。
- 引照点は、歩道舗装部・マンホールの蓋・切り下げ部等、任意に動く可能性のあるものには設置しないこと。
- 境界の固定されていない場所等においては、現況を復元できるよう必要な措置を考慮し、係員の承諾を受けること。